

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る 臨時提案等に対する政府の対応方針

平成22年6月2日
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年12月8日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年3月末までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）の諮問を受けて、評価・調査委員会で、未実現の提案に係る調査審議を行い、本年3月26日に本部長に意見が提出された。

これらを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

1. 特区の臨時提案に対する政府の対応方針

（1）新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

（2）全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

（3）規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

（4）その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表4に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条 平成10年4月9日付け児発第305号厚生局児童家庭局長通知	乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
937	NPO法人による職業紹介	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4、第51条の2	ハローワークインターネットサービスにおいて事業所名が非公開の求人についても、無料職業紹介事業を行うNPO法人からの要請に応じ、当該法人に情報提供することに関し、事業主の了解が得られた求人を提供する方策について、その具体的な方法の検討を行い、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
938	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示)	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の遂行が困難であると認める場合におけるサービス管理責任者の資格要件に係る実務経験の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1223	自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	道路構造の保全や交通の危険防止のため、車両諸元の明確化や通行経路及び通行時間帯等の条件設定、特区措置後の状況把握方法等について検討の上、自動車運搬用フルトレーラ連結長に係る規制緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
310	NPOバンクによる生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援への貸付規制の緩和	貸金業法(昭和58年法律第32号)第13条の2	NPOバンクが実施している「生活困窮者向けの貸付け」や「特定非営利活動として行われる貸付け」などについて、非営利、低金利(7.5%)など、一定の要件を満たす場合は、総量規制の適用除外とする。	平成22年6月	金融庁
608	中国人観光客の所得要件の緩和、滞在期間の延長	外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第13号	中国人が個人で観光する場合の査証について、取扱公館の拡大や査証発給条件の見直しを検討し、必要な措置を講ずる(本年7月目途)。	平成22年7月 目途	外務省
9-109	重度のALS患者の入院に対して医療保険と介護保険の併用を認める。	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第11条の2	重度のALS患者の入院に関し、一定の要件を付した上で利用者負担によるヘルパーの派遣を認めるとともに、介護保険法に基づく地域支援事業等によりコミュニケーション支援を実施できるよう措置を講ずる。	平成22年度中	厚生労働省
9-110	地域若者サポートステーションの事業目標の特別設定	平成22年度若者職業的自立支援推進事業実施要綱等	就職等進路決定に関する目標設定は今後とも必要と考えるが、具体的な提案を踏まえ、平成23年度の受託者募集開始時期までに、本事業全体の目標設定のあり方を検討の上、見直し方針を確立し、これに基づき、事業を実施することとする。	平成23年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-111	一時預かり事業を行う場合の評議員会設置の適用除外	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)	保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会設置の適用を除外する。	平成22年度中	厚生労働省
9-112	第2種社会福祉事業における社会福祉法人の評議員会の設置及び経理区分明確化の緩和	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知) 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日 児保第13号 厚生省児童家庭局保育課長通知)	保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。	平成22年度中	厚生労働省
1279	一般乗合旅客運送事業・区域運行における基準の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条 中部運輸局公示(平成18年9月28日付中運輸局公示第53号)	一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行の営業所に係る許可要件については、地域の実情を踏まえ、適正な運行管理が的確に実施することができる地理的範囲内に営業所があれば許可可能となるよう措置する。	平成22年度 早期	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1280	登録等を要しない移送ボランティアの範囲の明確化	道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(平成18年9月29日付自動車交通局旅客課長通知)	ボランティア活動等における運送行為に伴って発生する迎車や回送の際のガソリン代であって、金銭的な水準が特定されるものについては、実費の範囲と解されることが明確になるよう措置する。	平成22年度中	国土交通省
1281	公営住宅福祉利用促進特区(公営住宅の福祉利用を進めるための応募資格の緩和)	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条、第23条、第45条	公営住宅の入居者資格を満たす者をグループホーム、ケアホームの入居者とする場合には、倍率の高い公営住宅についても、グループホーム、ケアホーム運営法人に使用させることができる旨を、技術的助言を発出することにより、明確化する。 なお、第174回国会に提出中の「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により、入居者資格のうち同居親族要件を廃止することによって、親族がいないために公営住宅の入居者となることができない者についても、入居者資格を有しうることとなる。	平成22年度中	国土交通省
1282	自然冷媒ヒートポンプ蓄熱システムを設ける建築物における、容積率不算入による低炭素分譲集合住宅の実現	建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第14項第1号、第52条第6項	自然冷媒ヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減に資する設備が建築基準法に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて、技術的助言を発出し、周知徹底を図る。	平成22年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1283	ファミリー・サポート・センターで保護者に代わって行う保育園児等の送迎などの支援活動における道路運送法の適用除外	道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3項 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について(平成18年9月29日付自動車交通局旅客課長通知)	市町村が設置するファミリーサポートセンターが行う子育て支援活動における送迎等は、子育て支援活動と一体の役務提供として、運送の固有の対価の収受を伴うものでないものとし、有償の運送と解さない旨が明確になるよう措置する。	平成22年度中	国土交通省
1284	ハイブリッド車等次世代自動車を使用する場合の道路運送車両の保安基準の緩和	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第50条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示619号)第155条	タクシーの乗降口の有効高さ等の規定について、客室強度の向上を前提に検討を行って範囲を定めた上で緩和する。	平成22年度中	国土交通省
1285	ユビキタス環境の促進(公共空間における、電子タグ・センサー等の設置許可に関する条文を明確化)	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条	ユビキタス環境の促進を図るため、地方公共団体等が道路区域内に電子タグ等を設置することが可能であることを明確にするため、各道路管理者に対し、文書により周知徹底を図る。	平成22年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1286	河川を利用した「地域主体のまちづくり」が可能となる占用許可準則の緩和(民間事業者の活用を認める区域指定権限の移譲、占用主体の緩和)	河川法(昭和39年法律第167号) 河川敷地の占用許可について(平成11年8月5日建設事務次官通達) 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について(平成16年3月23日国土交通事務次官通達) 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について(平成16年3月23日河川局長通達) 道路法(昭和27年法律第180号) 都市公園法(昭和31年法律第79号)	河川敷地の占用許可基準につき、利用調整に関する協議会の設置義務の緩和、オープンカフェなど民間事業者による直接占用を可能にするなどの緩和を行う。	平成23年度中	国土交通省
1287	公的賃貸住宅の一元的な政策運用(公営・公社・UR賃貸住宅等)	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第5条 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第24条、第28条 地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)第13条 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条 独立行政法人都市再生機構業務方法書第64条	地方住宅供給公社の賃貸住宅について、グループホーム、ケアホームとして活用できるよう、地方住宅供給公社法施行規則の改正を行う。	平成22年度中	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
515	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)	対象となる研究分野及び審査に係る取扱いの明確化の方法について、平成22年度中に結論を得、実施することを予定している。	平成22年度中	法務省
703	みりん製造・販売業の新規参入の容認	酒税法(昭和28年法律第6号)第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第10条《製造免許等の要件》第11号関係(5)	地場原材料の使用、新規雇用者の創出など地域経済や地域産業の活性化に資すると認められる場合のみみりん製造・販売業者の新規参入については、酒税保全上の見地から、みりんの需給状況等を十分に踏まえた上で具体的な基準について検討し、平成23年5月を目途に結論を得る。	平成23年5月を目途に結論	財務省
704	不開港にある保税工場の造船所に修繕のために入港する船舶に係る入港手続きの負担軽減	関税法(昭和29年法律第61号)第2条、第20条 関税法基本通達15-1、20-1、20-2、20-5	船舶の修繕目的のみで特定の不開港(造船所)に入港する場合であって、外国貿易船を沖合いに停泊させることがやむを得ないと認められるときは、当該沖合いを「特定の不開港と一体とみなせる海域」としてみなすことについて検討し、平成23年5月を目途に結論を得る。	平成23年5月を目途に結論	財務省
705	国際見本市等に係る保税展示場許可手数料の軽減	関税法(昭和29年法律第61号)第100条、第101条 税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第13条	貿易の振興又は国際的な文化交流の観点から開催される博覧会等に係る保税展示場の許可手数料については、博覧会等の内容、主催者、期間等の具体的な開催実績を調査した上で、平成23年5月を目途に結論を得て、必要に応じ措置する。	平成23年5月を目途に結論	財務省
928	医療法人等が特別支援学校において医療的ケアを実施する請負契約を受託可能とするための規制緩和	医療法(昭和23年法律第205号)第7条第5項及び第42条	特別支援学校において必要な医療的ケアを看護師が行う事業を医療法人の附帯業務に位置づけることについて、速やかに検討し、結論を得る。	平成22年度早期	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
929	医師等の医療技術研修、医療技術の研究開発又は医療機器の研究開発等の目的で死体を用いることが可能となるよう死体解剖保存法の運用の見直し・解釈の拡大を求める	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第1条、第2条、第7条、第9条、第17条、第19条、第21条	医療技術研修等のための死体利用について、現在実施中の研究(死体を利用した医療技術研修のニーズ等)の結果を踏まえ、提案の実現に向けて、国民の合意形成を得るべく、必要な対応策を検討し、結論を得る。	平成23年度できるだけ早期	厚生労働省
930	若者サポートステーションの契約期間の複数年度化	平成22年度若者職業的自立支援推進事業実施要綱等	地域若者サポートステーション事業の契約期間の複数年度化に関し、本事業が安定的に実施されることによる施策効果に及ぼす影響、複数年度実施の課題等を勘案し、平成23年度に向け、提案の趣旨を踏まえた具体的方策について検討し、結論を得ることとする。	平成22年度中に結論	厚生労働省
931	ハローワークの職業紹介に関する事務の先行移管	厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第23条第1項、第24条第1項 職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条、第8条第2項	都道府県による職業紹介を国が委託を含めて支援することについて、特区提案者の具体的な要望を十分に踏まえて検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中に結論	厚生労働省
932	地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限の撤廃	介護保険法(平成9年法律第123号)第47条第1項第1号、第59条第1項第1号、第81条第1項、第2項、第115条の24第1項及び第2項、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護予防全体の見直しを図る中で、地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画(ケアプラン)作成業務の委託件数制限のあり方についても検討し、平成23年度中に結論を得る。(社会保障審議会における議論が必要)	平成23年度中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1006	卸売市場に係る規制の見直し	卸売市場法(昭和46年法律第35号)第9条第3項第2号、第11条第1項、第16条、第33条、第37条、第39条、第44条、第46条、第47条 中央卸売市場業務規程例(平成11年10月1日付け11食流第3083号農林水産省食品流通局長通知)第57条、第71条	卸売市場に期待される役割と将来方向、施策のあり方について総合的に検討した「卸売市場の将来方向に関する研究会」報告が本年3月に取りまとめられたところ。今後、取りまとめられた報告を踏まえ、平成22年10月を目途とした次期「卸売市場整備基本方針」の策定のための検討を進めるとともに、関係者の協力を得ながら、今回の提案についての検討を行う。	平成22年度中を目途に結論	農林水産省
1217	成長戦略拠点特区 (規制緩和特区の創設)	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)	都市再生特別措置法に基づく現行の各種制度をベースとして、提案者の要望を踏まえた対応を検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省
1218	民間活力を導入した港湾の一体運営	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和56年法律第28号)第4条	港湾管理者が指定会社の発行済株式の過半を保有するとの規制を緩和も含め、港湾経営の民営化を通じた港湾の国際競争力強化に向けて引き続き検討し、平成22年度を目途に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1219	公共インフラの整備等への民間参入と民間資金の導入	道路法(昭和27年法律第180号)第12条、第13条 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第3条、第5条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第4条 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条、第4条 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1項、第3条第1・2項	公共のインフラ整備・維持管理への民間資金の活用やノウハウの活用については、国土交通省成長戦略会議において検討しており、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省
1220	公営住宅制度の見直し	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条 借地借家法(平成3年法律第90号)第28条	建替事業の対象となる公営住宅の居住者について、建替後の公営住宅への入居を保障した上で、公営住宅法に基づく明渡請求が可能となる建替事業の範囲を拡大することに関し、関係省庁との調整の上、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省
1221	公的賃貸住宅の一元的な政策運用(公営・公社・UR賃貸住宅等)	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第5条 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第24条、第28条 地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)第13条 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条 独立行政法人都市再生機構業務方法書第64条	公的賃貸住宅の活用方針については、地方公共団体の要望を踏まえた適切な管理・運営、最終的に国民負担を生じさせないという観点を含め、大阪府と速やかに協議し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中	国土交通省

別表4

要望事項	調査審議意見	所管省庁
ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性	本提案については、専門家会議である「チーム医療の推進に関する検討会」が取りまとめた報告書「チーム医療の推進について」に基づき、規制所管省庁において、養成現場の関係者等の協力を得て、平成22年度から、同報告書における特定看護師(仮称)による特定の医行為の実施を早急かつ幅広く試行することとし、その結果を踏まえ、制度化に向けた検討を進められたい。	厚生労働省